

豊明市分別収集計画

(第8期 平成28年6月策定)

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市の廃棄物処理については、二市二町（大府市・豊明市・東浦町・阿久比町）で構成する東部知多衛生組合の一般廃棄物処理施設で処理を行ってきた。しかし平成元年に整備されたこの施設は、老朽化による建替え工事も始まっており、また、東部知多衛生組合が所有している最終処分場の埋立て残容量も限られている状況である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ② リデュース・リユース・リサイクルの推進。
- ③ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減。
- ④ リサイクル活動及び環境教育の推進。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、平成31年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	2,089	2,095	2,101	2,106	2,112

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から、役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ レジ袋削減、簡易包装の推進、再生品や詰め替え商品の販売促進、容器包装店頭回収、マイバックの推進を小売店等へ協力依頼をする。
- ・ 事業系ごみとして処分されている資源が適正にリサイクルできるよう、事業者へ排出方法の指導、説明、リサイクル業者の紹介を行なう。
- ・ 住民の資源回収を奨励し、支援するため地域の町内会及び子ども会等に資源回収奨励金を交付する。
- ・ 各地域単位でごみの減量やリサイクル、環境美化等に対して、積極的に取り組んでもらうことを目的に、資源に関する説明会を行なう。
- ・ とよあけクリーン月間を実施し、市民のごみ減量及び環境美化意識の啓発・向上を図り、住民との直接対話による相互理解を深め、各地域に見合ったきめ細かな対応を行なう。
- ・ 市民の環境行政に対する理解を深めるため、ごみの分別方法を示した「ごみの分け方・出し方」のパンフレットを作成配布し、リサイクル製品による啓発や、広報・ホームページでもごみの分別に関する情報を掲載するなどさまざまなメディアを用いて、リサイクル意識の向上を図る。
- ・ 小学校4年生の社会見学(クリーンセンター)や総合学習にてごみ問題を取りあげる。また、小中学校、高校へ出前講座等を行なうことで身近な「ごみ」をきっかけに環境問題に関心を持ってもらい、循環型社会の形成の推進を図る。
- ・ 多様化した生活様式に対応するためのリサイクル拠点を整備する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発砲スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込
 み (法第8条第2項第4号)

単位：t

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	88		88		88		88		89	
主としてアルミ製の容器	78		79		79		79		79	
無色のガラス製容器	合計 214		合計 214		合計 215		合計 215		合計 216	
	引渡	独自 214	引渡	独自 214	引渡	独自 215	引渡	独自 215	引渡	独自 216
茶色のガラス製容器	合計 175		合計 175		合計 176		合計 176		合計 177	
	引渡	独自 175	引渡	独自 175	引渡	独自 176	引渡	独自 176	引渡	独自 177
その他のガラス製容器	合計 48		合計 48		合計 48		合計 49		合計 49	
	引渡	独自 48	引渡	独自 48	引渡	独自 48	引渡	独自 49	引渡	独自 49
主として紙製容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	19		19		20		20		20	
主として段ボール製の容器	435		437		438		439		440	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計 181		合計 181		合計 182		合計 182		合計 183	
	引渡 162	独自 19	引渡 162	独自 19	引渡 163	独自 19	引渡 163	独自 19	引渡 164	独自 19
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計 134		合計 134		合計 135		合計 135		合計 135	
	引渡 134	独自	引渡 134	独自	引渡 135	独自	引渡 135	独自	引渡 135	独自
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 680		合計 682		合計 684		合計 686		合計 688	
	引渡 680	独自	引渡 682	独自	引渡 684	独自	引渡 686	独自	引渡 688	独自
(うち色トレイ)	合計 37									
	引き渡 37	独自								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

※直近年度（平成27年度）を含めた加古の分別基準適合物等の収集実績量についても、公表に備え別途整備することが必要である。

また、人口変動率は、「国立社会保障・人口問題研究所」の将来推計人口（豊明市）の人口変動（平成25年3月推計）を勘案し、次のとおり設定した。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
68,906人 (対前年度比) 100.27%	69,090人 (対前年度比) 100.27%	69,274人 (対前年度比) 100.27%	69,458人 (対前年度比) 100.27%	69,642人 (対前年度比) 100.26%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行なう。

なお、現在、子ども会等の集団回収が進んでいる紙類・布類については、引き続き、これらの団体が分別収集を実施できるものとする。

分別収集実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール類	委託業者等による指定日回収	委託業者
	アルミ製容器	アルミ類		
ガラス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	有料ビン (リターナブルビン) その他のビン		
	紙類	飲料用紙製容器		
段ボール		ダンボール		
その他紙製容器包装		紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

その他の資源物

紙類	新聞誌	委託業者による指定日回収	委託業者
	雑誌		
布類	衣類・布類		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、回収資源物は回収業者の民間保管施設でリサイクルルートに乗せており、また一般ごみに混入した資源物は、東部知多クリーンセンター（二市二町で構成の一部事務組合）で選別を行ないリサイクルしている。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール類	プラスチックコンテナ	平ボディ車	民間ストックヤード
アルミ製容器	アルミ類	プラスチックコンテナ及びPP袋	平ボディ車	
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	有料ビン (リターナブルビン)	プラスチックコンテナ	平ボディ車	民間ストックヤード
	その他のビン			
飲料用紙製容器	牛乳パック	しばって排出	平ボディ車	民間ストックヤード
段ボール	ダンボール	しばって排出	パッカー車	民間ストックヤード
その他紙製容器包装	紙製容器包装	しばって排出	平ボディ車	民間ストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	プラスチックコンテナ及びPP袋	平ボディ車	民間ストックヤード
その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市指定袋	パッカー車	民間ストックヤード

その他の資源物

新 雑	聞 誌	新 雑	聞 誌	しばって排出	平ボディ車	民間ストックヤード
布	類	衣類・布類		透明袋	平ボディ車	民間ストックヤード

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 分別収集の推進を図るうえで必要と考えられる事項

自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、資源の分別方法、回収方法等について周知徹底を図るため、毎年1回、区・町内会・子ども会等を対象に資源説明会を開催し、分別収集への協力を求める。

(2) 分別収集、集団回収を促進するために必要と考えられる事項

資源の回収を促進するため、回収量に応じて各団体に対して奨励金を交付する。また、生活様式の多様化により、集団回収には対応できない市民のために資源の拠点回収をする。